

第 5 章 計画の推進



1 町、住民、事業者等の協働による計画の推進

誰もが安心して暮らし続けられるまちを実現するために、町、住民、事業者、関係団体等がそれぞれの分野において主体的・積極的に役割を果たし、相互に連携・協働することにより、地域全体で計画の実現が図れるよう取り組みを推進します。

2 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられました。本計画の基本理念・基本目標を実現するためには、地域活動への幅広い住民参加の窓口として、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

今後は、町と社会福祉協議会との連携を一層強化し、計画に基づく施策の実現をめざします。

3 計画の進捗状況の把握と評価

本計画に基づく施策を推進するため、関係団体等において、計画の評価と進捗状況について確認と検討を行うものとします。また、調査結果等は、町ホームページや「広報くどやま」等を通じて公表するものとします。